

令和 6 年 7 月 25 日
6 練都調第 358 号

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定にもとづく
宅地造成等の工事の許可に関する審査基準

第1条 目的

この審査基準は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)の規定にもとづく宅地造成等に関する工事の許可などの基準を定めるものとする。

なお、本審査基準に定めのない事項については、東京都都市整備局の「盛土規制法に係る手引」を準用する。

第2条 擁壁の設計

擁壁を設置する場合は、根入れ深さ 35 センチメートル以上かつ地上高の 15%以上を確保しなければならない。

付 則

この基準は令和6年7月 31 日から施行する。